

意見書

平成21年 月 日

重国籍容認に関する法案について、下記のように意見を申し上げます。

すでに法務委員会に提出され、これから先生方が審議されるだろう「国籍選択制度の廃止に関する請願」「成人の重国籍容認に関する請願」「複国籍の容認に関する請願」の三件、これら「重国籍に関連する請願」は、以下のような弊害を生じる恐れがあります。

1. 日本国籍保持をしながら外国籍を離脱しない者に、日本国民固有の権利を渡すことになり、日本国の利益を著しく損なう可能性がある
2. 日本国籍保持をしながら外国籍を離脱しない者が、複数の国家に対する義務を生じることになる

また「重国籍」を容認すれば、組織的な国籍売買等の犯罪が合法的に行なわれてしまうことにもなりかねません。一部の国々で多重国籍を認めていますが、その大部分は、例外として重国籍を認める場合や条件付で重国籍を認めているのであり、特に政府要職に就任する人物が多重国籍である場合は、国家の権力行使において問題があるとされ、多重国籍者の政府要職者就任の禁止が規定されています。

今審議での先生のご活躍に篤く期待いたしております。上記の事実を踏まえ、審議にて慎重に議論を重ねて下さいますよう切にお願い申し上げます。

以上